

## 萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例施行規則

令和5年3月1日規則第1号

萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例施行規則（平成22年萩・長門清掃一部事務組合規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例（令和5年萩・長門清掃一部事務組合条例第3号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 情報公開に関する手続きについては、市長が管理する情報の開示等に関する規則（平成17年萩市規則第21号）の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。